

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年12月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和4年度虐待防止のためのSNS相談事業委託業務

(2) 業務の目的

児童虐待の未然防止や早期発見を図るためには、子どもや保護者にとって、より相談しやすい環境を整備することが重要であり、支援を必要としている子どもや家庭を早期に把握し、支援につなげるための更なる体制の充実が求められている。

子どもや家庭からの相談は、虐待対応ダイヤル「189」など電話を中心に対応しているが、コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、SNSを活用した相談体制を新たに整備することで、本道における児童相談体制の強化を図る。

なお、SNS相談は、厚生労働省によって開設される「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築（以下、「相談支援システム」という。）」を利用して実施する。

(3) 業務内容等

- ① 相談支援システムを活用した相談対応
- ② 相談対応記録の作成・業務内容の報告
- ③ 相談対応マニュアル等の作成・研修の実施
- ④ 児童相談所との連絡会議の実施等

※ 上記①から④までの業務内容の詳細は、別添「虐待防止のためのSNS相談事業委託業務に関する企画提案指示書」6のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人を含む。）による連合（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次の資格をすべて満たすこと。

- ① 児童虐待を含む多様な児童相談について専門的な知見を有しており、緊急時の対応、児童相談所や関係機関との連携等を含む相談対応を、迅速かつ適切に行うことができる執行体制を確保している者であること。
- ② 類似または関連するSNS相談業務の実績があり、事業の実施に必要な経歴、資格、経験等を有する相談員を配置していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者ではないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

- ⑤ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑥ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- ⑦ 暴力団関係事業者等でないこと。
- ⑧ 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む。）もしくは政党を推薦し、支持またはこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑨ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税
 - イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑩ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ⑪ コンソーシアムの構成員が単体企業または他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、①から④までに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

① 申請書の交付場所

次の場所で交付する。

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前8時45分から午後5時30分までとする。）

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を担当者に申し込むこと。

（担当者メールアドレス：soga.saori@pref.hokkaido.lg.jp）

また、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課のホームページにおいても、ダウンロードすることができる。

（所管課ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/136896.html>）

② 申請書の提出期限

令和4年12月19日（月）午後5時30分必着

③ 申請書の提出方法

持参、郵送（書留郵便）または電子データによる。

④ 申請書の提出場所

3（1）①に同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和5年1月4日（水）午後5時30分必着

(2) 提出場所 3（1）①に同じ。

(3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）による。

5 企画提案書の無効

公募型プロポーザル方式による参加する者に必要な資格を有しない者の提出した企画提案書は無効とする。

また、参加資格申請及び企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、提出を無効とすることがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法が公告の内容と適合しないもの。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。具体的な審査基準は次のとおり。

(1) 業務運営能力

- ① 児童虐待を含む多様な児童相談に対して、迅速かつ適切に対応できる相談員数の配置など、相談体制が確保されているか。
- ② 業務に必要な資格・経験等を有する相談員や業務監督者（SV）の配置、資質向上のための研修実施など、適切な支援を行うための相談体制が確保されているか。
- ③ 類似または関連する事業のSNS相談業務の実績から、適切な業務遂行能力が認められるか。
- ④ 個人情報の管理を含むセキュリティ対策は適切に行われているか。
- ⑤ 相談内容の適切な記録・対応状況の報告など、適切な記録の管理・報告が予定されているか。
- ⑥ 業務の目的や内容を踏まえ、必要な経費が適切に積算されているか。

(2) 業務処理能力

- ① 児童虐待を含む多様な児童虐待に対して、相談者に寄り合い、ニーズに沿った適切な情報や支援を提供することができるか。
- ② 道内各地域のリソースを十分に把握し、市町村等の関係機関と円滑に連携する体制が整備されているか。
- ③ 児童虐待や自殺企図等の緊急性が高い相談に対して、適切に対応できる体制が整備されているか。
- ④ 道及び児童相談所と密に連携し、求めに応じて迅速に対応することができる体制が整備されているか。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
- (2) 所在地 郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先 電話番号011-231-4111（内線25-772）

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (3) 本業務の成果品等に係る著作権は全て北海道に帰属する。

また、第三者の著作権その他一切の権利の北海道への移転に係る交渉・処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含む。